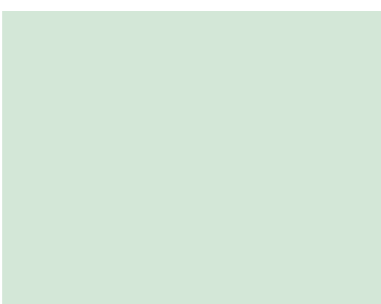
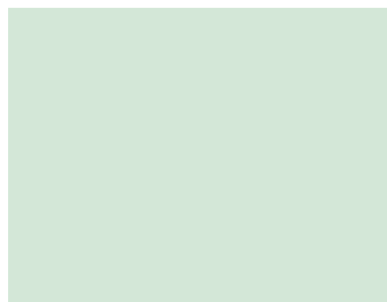
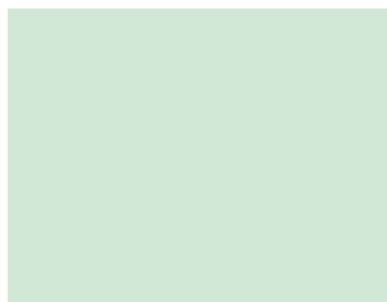
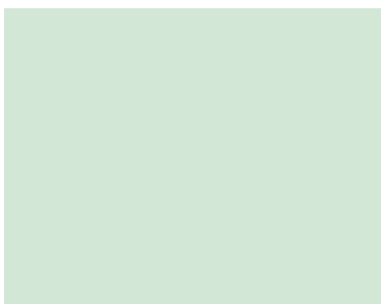

「町並み保存地区」のあらまし ～白壁・主税・檀木町並み保存地区～



～「語りたくなるまち名古屋」の実現に向けて～

名古屋市

町並み保存地区について

◆ 町並み保存地区とは

名古屋市では、市内に残された貴重な歴史的な町並みを保存するため、名古屋市町並み保存要綱により、「有松」、「白壁・主税・榑木」、「四間道」、「中小田井」の4地区を「町並み保存地区」に指定しています。

◆ 伝統的建造物の指定

保存地区内において、町並みの特性を維持している古い建造物（建物・門・塀など）を「伝統的建造物」として指定し、歴史的な町並みを構成する重要な要素として重点的に保存・修理を図っています。

◆ 修理基準・修景基準

各地区ごとに、伝統的建造物を対象とした「修理基準」と、伝統的建造物以外の建造物を対象とした「修景基準」を定めています。修理基準では、建造物の修理を行う際には伝統的な様式にならって復原・修理することなどを定め、修景基準では、建築行為等を行う際には周囲の町並みに調和するように配慮することなどを定めています。

◆ 建築行為等の届出を行ってください

保存地区内において、建築物や工作物の新築、増改築、除却等を行う場合は、事前に名古屋市に相談・届出を行ってください。

◆ 町並み保存事業補助金について

保存地区内において、修理基準や修景基準にしたがって、建造物の修理や修景を行う場合、必要な経費の一部について、予算の範囲内において助成を行っています。
＊手続等に時間を要しますので、補助金についてご検討の方は、お早めにご相談ください。

◆ 伝統的建造物の保存・活用に関する相談について

伝統的建造物に指定された建造物については、修理や利活用に関して、現地において専門家による無料相談を受けることができます。（「なごや歴まちびと」派遣制度）



歴まちくん

なかおたい
○中小田井地区（西区） 約 2.8 ヘクタール



中小田井地区は岩倉やその周辺から枇杷島の青果市場へ野菜類を運ぶ道として賑わった岩倉街道沿いに形成されたまちです。現在も町家や土蔵が多く残っており、街道の歴史を身近に感じることができます。



しけみち
○四間道地区（西区） 約 2.8 ヘクタール

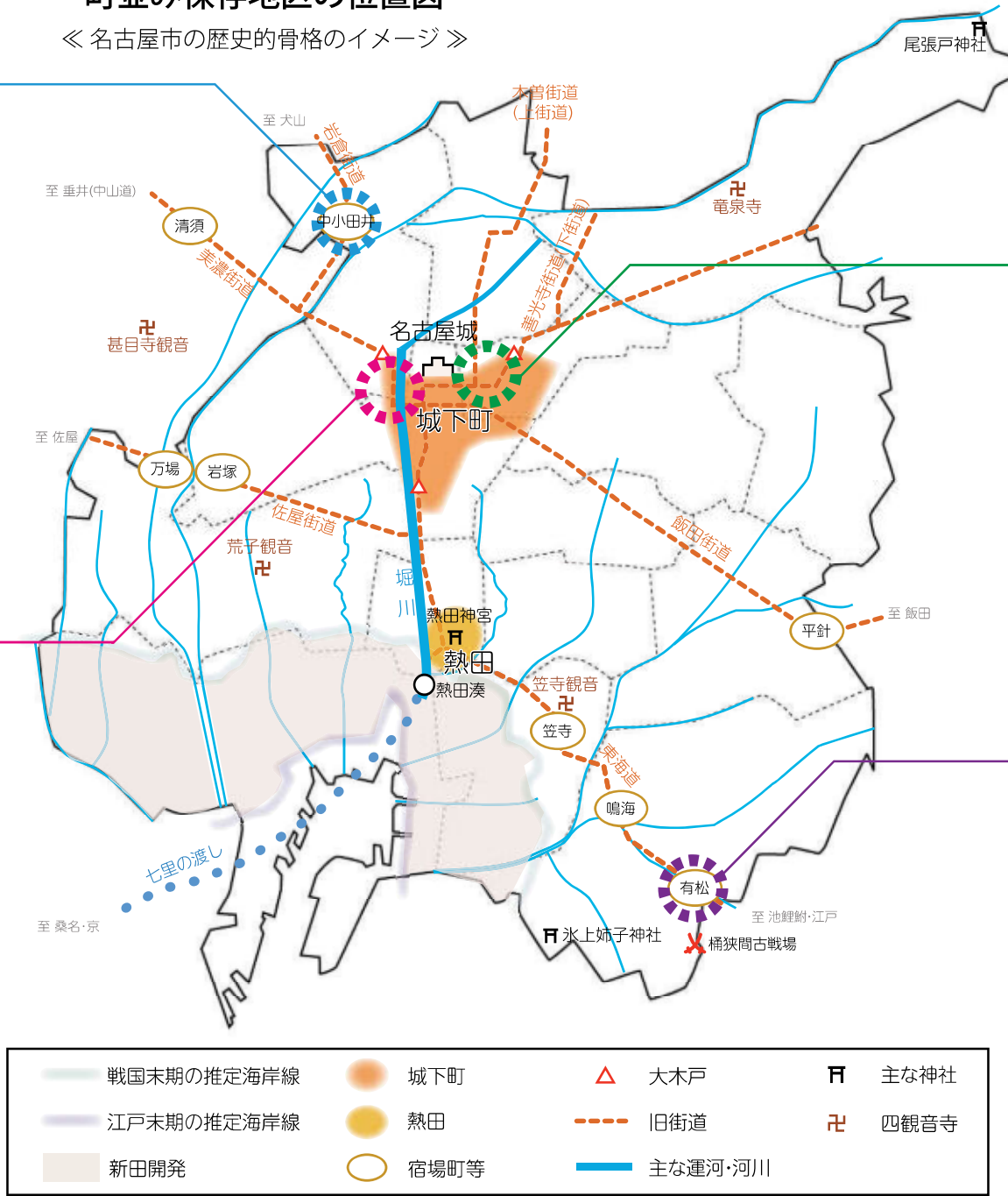


四間道地区は慶長15年(1610)に始まった清須越しにともなうてつくられた商人町で、堀川の水運を利用して隆盛を誇った清須越し商人の栄華の跡である土蔵群と町家が城下町の面影を残しています。

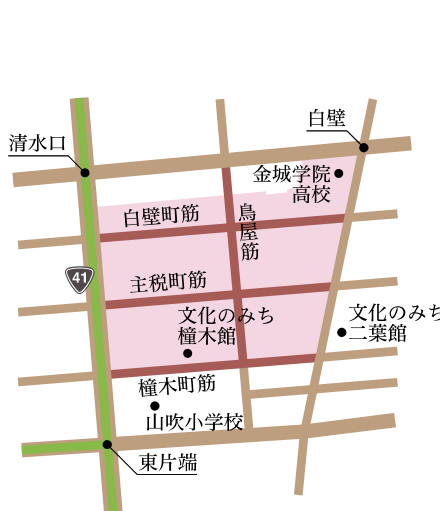


町並み保存地区の位置図

≪ 名古屋市の歴史的骨格のイメージ ≫



しらかべ ちから しゅもく
○白壁・主税・榑木地区（東区） 約 14.3 ヘクタール



白壁・主税・榑木地区は江戸時代以来の武家屋敷跡の地割りを良く残しており、門・塀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代洋風建築が建ち並ぶ美しい町並みを形成しています。

ありまつ
○有松地区（緑区） 約 19.5 ヘクタール



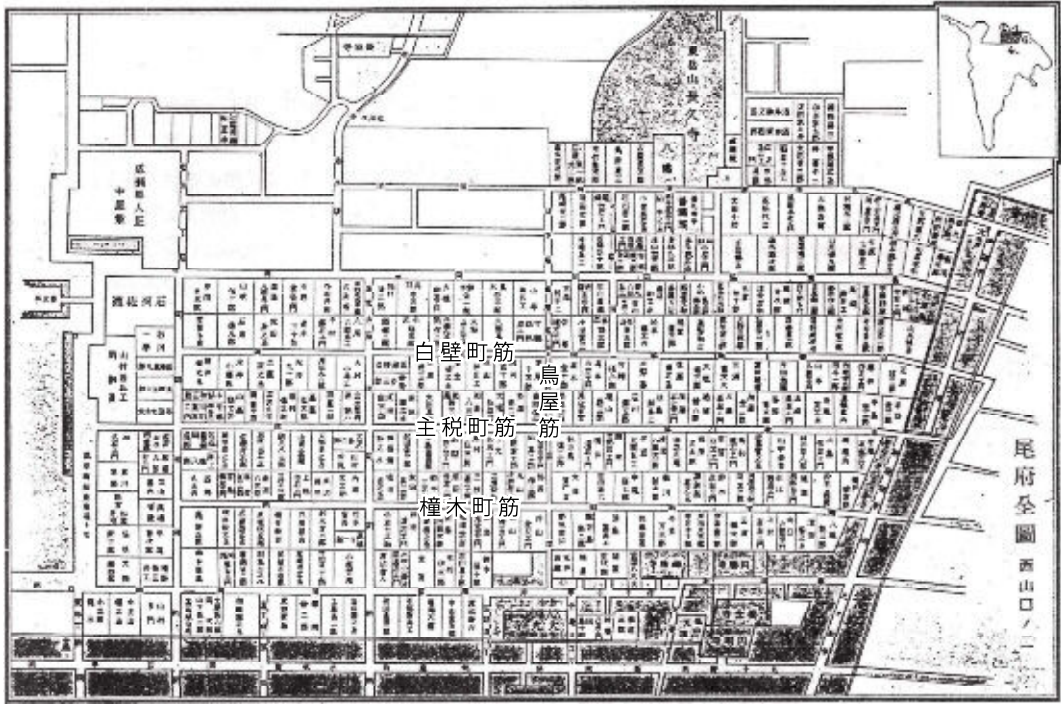
有松地区は江戸時代以来「有松絞」の製造・販売によって発展した東海道沿いのまちです。塗籠造や虫籠窓、卯建などの特徴を持った商家が現在も街道沿いに軒を連ね、近世の町並みを今に伝えています。

白壁・主税・榎木の町並みについて

◆ まちの成り立ち

江戸時代、名古屋城の東側の地域は 300 石級の中級武士の居住地となっており、100 坪から 300 坪程度の武家屋敷が多く立地していました。

明治時代になると、武家屋敷跡地の広大な敷地があり、瀬戸への交通の便にも恵まれたこの地域は、輸向けの陶磁器産業の中心地として発展していきましました。大正から昭和初期にかけては、陶磁器関係の貿易商の他に、名古屋を代表する財界人などが多く移り住むようになり、広大な敷地に質の高い和風住宅や近代洋風建築などが建てられました。



尾府全図 西山口ノ二（明治2年）

◆ 町並みの特徴

白壁・主税・榎木町並み保存地区は、名古屋城の東に位置する閑静な住宅街です。江戸時代からの町割りが残る白壁町筋・主税町筋・榎木町筋沿いには、門・塀・緑が連続しており、それらは武家屋敷の面影を残しています。また、保存地区内には、大正～昭和初期頃に建てられた近代洋風建築が多く残っており、この地区の大きな特徴となっています。

町並みの重要な要素となっている塀は、瓦や銅版葺きの屋根を有する土塀や板塀で、黒っぽい色が主流となっており、落ち着いた雰囲気を出しています。塀と一体となって設置されている門には、和風・洋風のものがあり、連続する塀に対してアクセントを与えています。また、塀越しに見られる緑は閑静な住宅地の基調になっており、樹木の中には名古屋を代表する名木や保存樹の大木もあるなど、保存地区の豊かな歴史を物語るものとなっています。



主税町筋

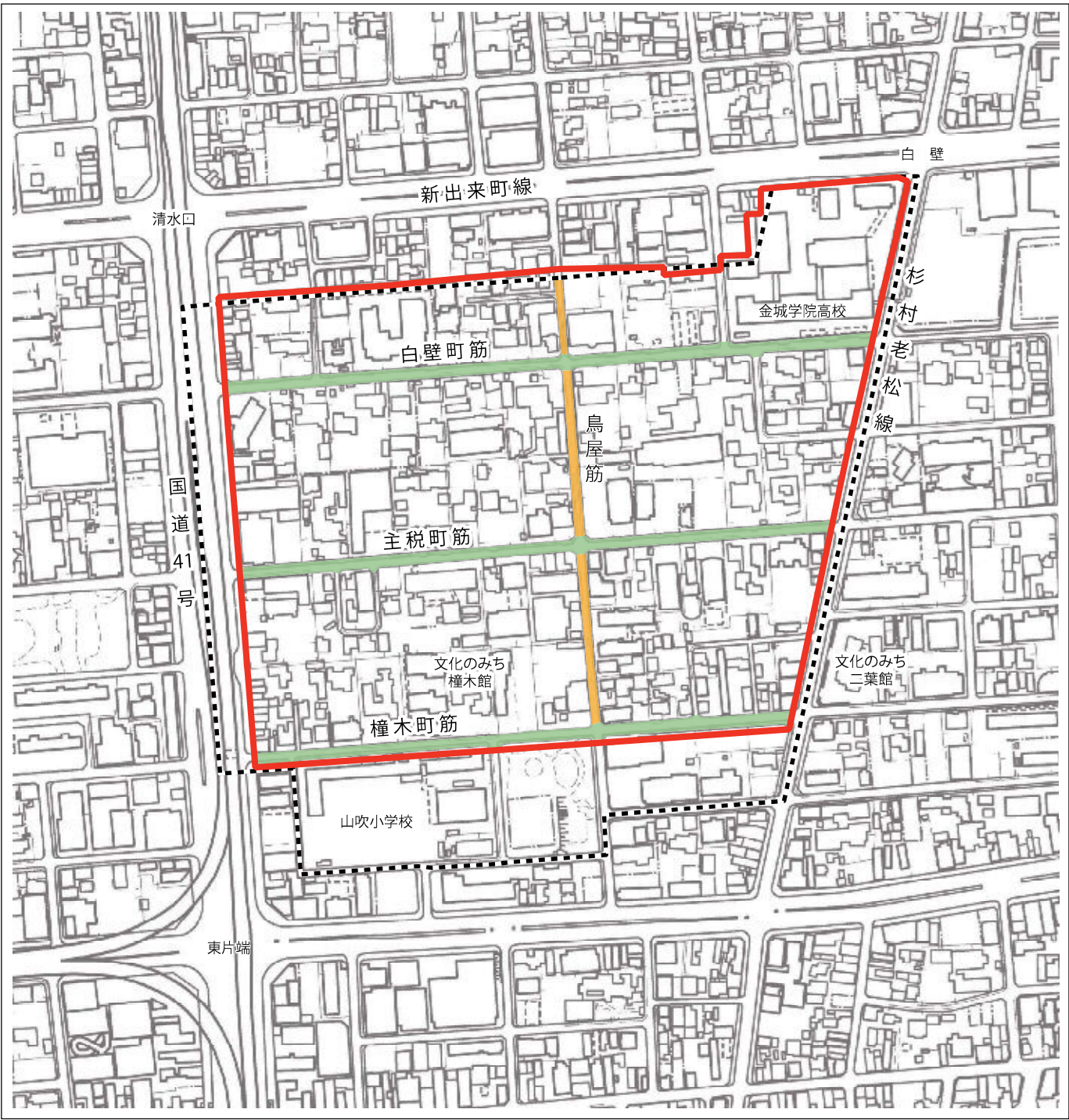
榎木町筋

白壁町筋

◆ 保存地区の区域について

白壁町筋、主税町筋、榎木町筋を中心とした約 14.3ha を「白壁・主税・榎木町並み保存地区」に指定しています。

また、町並み保存地区の区域と重複して、良好な景観の形成をすすめるため、「白壁・主税・榎木都市景観形成地区」を別途指定しています。（町並み保存地区とは別途の協議・届出が必要です）



白壁・主税・榎木町並み保存地区

白壁・主税・榎木都市景観形成地区

0100200m

N

修理・修景基準について

伝統的建造物の修理基準

・伝統的建造物については、保存地区に共通する特徴を持っていないので、それぞれ、固有の形式に従い、その復原・保存修理を行うものとする。

《保存地区内の伝統的建造物の例》



文化のみち榎木館



旧豊田佐助邸



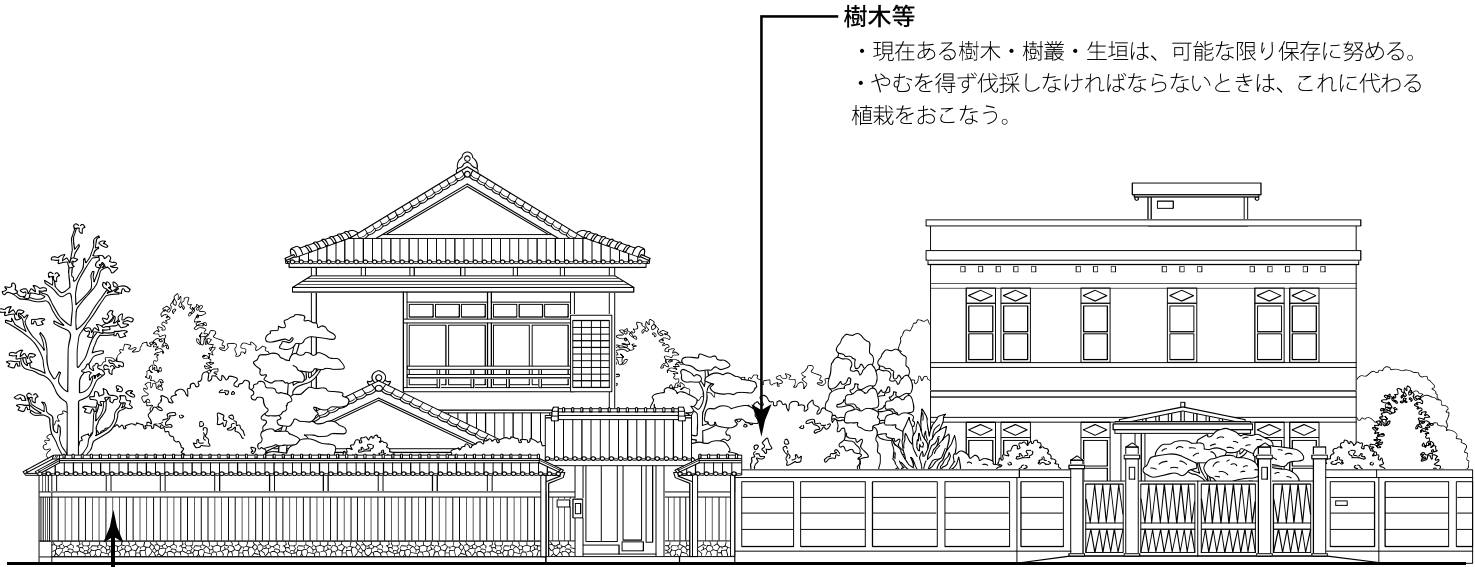
旧豊田家（門・塀）



旧春田鉄次郎邸（門・塀）

伝統的建造物以外の建造物等の修景基準

建物	
高さ・階数	・原則として、2 階以下とする。やむをえない場合は、町並みとの調和に十分配慮する。
位置	・現在、壁面線が 3m 以上後退している建物は、可能な限りこれを維持する。 ・現在、壁面線が後退していない建物は、その改築時には、原則として、3～5m 程度、建物主屋の壁面線を後退させる。
塀の設置	・道路境界には、原則として、塀を設置して、建物との間には、道路から見えるような植栽を行う。 ・塀の替りに生垣を設置する場合には、敷地が見えない程度のものであるとする。
デザイン	・建物の外観・色彩は、町並みに調和するよう十分配慮し、可能な限り伝統的建造物にならう。



門・塀	
デザイン	・門・塀は、和風の形式にし、保存地区内にある伝統的建造物にならう。 ・ブロックやフェンスの使用は避ける。
屋根	・可能な限り、瓦又は銅板葺の屋根を設ける。
基礎	・石積みや石貼り等、町並みに調和したものとする。 ・ブロックやモルタル塗りの使用は避ける。
塀の壁・腰	・小壁は、しっくい塗り又はこれに類したものにし、腰は豎羽目板貼り又は下見板貼りにする。又は全体を板貼りにしてもよい。
門扉	・黒又は濃い茶の色調にし、可能な限り木製にする。

補助基準（白壁・主税・榎木地区）の概要

補 助 対 象		補助率	限度額
伝統的建造物	a. 外観を修理基準により修理するのに要する経費。なお、その保存上、構造耐力上主要な部分の修理が必要と認められる場合は、その経費を含ませることができる。	7/10 以内	500 万円
	b. 修理工事に伴い、その保存上必要と認められる内部の改造に要する経費	5/10 以内	100 万円
	c. 建造物の保存のために、特に必要な防災設備の設置に要する経費。ただし、消火器類は除く。	5/10 以内	30 万円
伝統的建造物以外の建造物等	新築・増築・改築・移転・修理・色彩の変更で、修景基準により外観を修景するのに要する経費	6/10 以内	300 万円
修景上必要な生垣・植栽等に要する経費		5/10 以内	50 万円

※上記の各項目において、建造物等の補助対象部分は、その外観とし、原則として旧町筋（白壁町筋・主税町筋・榎木町筋・鳥屋筋）から見える部分とする。

その他

建築設備	・ダクト・煙突、テレビアンテナ、配管類、メーター類等の建築設備は、道路から見えないようにする。（防災設備は除く）
屋外付属物	・自家用広告以外の営業用広告は、原則として設置しない。 ・広告物は、デザイン・色彩・大きさ等、町並みに調和したものとする。 ・その他周囲の景観にふさわしくない屋外附属物は、町並みに調和したものにする。
車庫	・建物は、伝統的建造物のデザインを応用する。 ・出入口の扉は、黒又は濃い茶色にし、可能な限り木製にする。 ・やむをえず金属製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色にする。 ・シャッターケースは、道路から見えないようにする。
駐車場・未利用地	・道路に直接面して駐車場は設けないようにする。やむをえず設ける場合は道路との間に、塀又は生垣を設ける。（道路から見える大規模な空地や、既存の駐車場についても同様とする。）
土留め	・道路に面した土留め等は、石積み、石貼り等にするか、又は植栽で表面をおおう。
土地の形質の変更	・大規模な土地の形質の変更を行わないようにする。

届出・補助金について

◆ 届出の対象となる行為

町並み保存地区内において下記の現状変更行為を行う際は、事前に名古屋市に届出を行ってください。

- (1) 建築物その他工作物の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物その他工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩若しくは材質の変更
- (3) 宅地の造成、その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採、土石類の採取又は水面の埋立て

◆ 手続きの流れ

■ … 補助金の交付を受けない場合 ⇒ 届出のみ
■ + ■ … 補助金の交付を受ける場合 ⇒ 届出 + 補助金交付申請

事前相談（建物の修理や修景に関する相談、建築計画の相談等）

※修理・修景基準への適合状況の確認等を行います

※伝統的建造物に指定された建物等については、専門家による技術的支援（無料相談）を受けることも可能です

現状変更行為届出書の提出

※添付書類 ①関係部分の設計図 … 案内図、配置図、平面図、立面図（着彩）等
②現況写真

補助金交付申請書の提出

※添付書類 ①関係部分の設計図 … 案内図、配置図、平面図、立面図（着彩）等
②現況写真 ③工事費内訳書（見積書の写し） ④関係権利者の同意書（必要な場合）

補助金交付決定通知

修理・修景工事等の実施

届出、申請内容を変更する場合

実績報告書の提出

※添付書類 ①関係部分の設計図 … 案内図、配置図、平面図、立面図（着彩）等
②完成写真 ③収支決算書 ④工事費内訳書（領収書・請求書の写し）

工事等の完了検査

請求書の提出

補助金の支払（振込）

※補助金交付対象の工事等は年度内に完了することが必要です

※補助金については、年度毎に予算の範囲内での対応となります。予算確保の手続きに時間を要しますので、補助金についてご検討の方は、お早めにご相談ください。（工事実施年度の前々年度中にご相談ください）

※補助金交付申請者と補助金振込先は同一名義となるようにしてください。

問い合わせ先

名古屋市 観光文化交流局 歴史まちづくり推進室 Tel : 052-972-2779

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（名古屋市役所本庁舎5階）

Fax : 052-972-4128 E-mail : a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

町並み保存地区の詳しい内容や届出・申請様式については、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。